

三原市大和支所自家用電気工作物保守管理業務 仕様書

1 件 名

三原市大和支所自家用電気工作物保守管理業務

2 場 所

三原市大和支所（三原市大和町下徳良 111 番地）

3 履行期間

令和 6 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

4 設備容量

475KVA 6, 600V

5 業務内容

発注者が、受注者に委託する保安管理業務は、電気事業法第 43 条第 1 項に定める発注者の設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運営に関する保安の監督に係る業務であって、受注者は発注者の保安規程に基づき業務を実施するものとし、その細目は次のとおりとする。

また、発注者の事業場の低圧電路の絶縁状態を常時監視するため、受注者の負担により常時監視装置を設置するものとし、常に正常に稼働するよう保守を行うものとする。その際、発注者は受注者に常時監視装置を設置する場所の提供、電気配線など既存設備の利用について便宜を供するものとし、受注者の常時監視業務に対する委託料は、保安管理業務委託契約に係る委託料に包含されるものとする。

6 保安管理業務の細目

6-1 発注者の保安規程に基づき実施する受注者の保安管理業務は、次の各号に掲げるとおりとし、その結果について発注者に報告するとともに、経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」という。）の規定に適合しない事項がある場合は、必要な指導又は助言を行う。

なお、電気機器、諸装置等の機能点検及び電氣的連携がない部分の点検並びに発電装置の原動機の分解・整備・内部点検等については、受注者の受託する業務に含まないものとする。

- (1) 電気工作物の設置又は変更の工事についての審査、試験
- (2) 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう、定期的に行う電気工作物の点検、測定及び試験（以下「定期点検」という。）

(3) 電気工作物事故発生時の応急措置の指導又は事故原因探求への協力並びに再発防止のためとるべき措置の指導、助言及び必要に応じての臨時点検

6-2 前項第2号に定める定期点検の種類及び回数は別表「巡視・点検・測定試験基準」のとおりとする。

6-3 別表「巡視・点検・測定試験基準」に記載する事項のうち、主要な事項の取扱は次のとおりとする。

(1) 年次点検は年1回とする。ただし、信頼性が高く下記(イ)から(ハ)の各号と同等と認められる点検が年1回以上行われている機器については、停電により設備を停止状態にして行う点検を3年に1回以上とすることができる（経済産業省主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（20130107 商局第2号 H25.1.28）4.(5).③イ及びロ）。

(イ) 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条に規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されていること。

(ロ) 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第17条に規定された値以下であること。

(ハ) 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験の結果が正常であること。

(ニ) 非常用予備発電装置が常用電源停電時に自動的に起動し、停電復旧後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）が正常であること。

(ホ) 蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常であること。

(ヘ) 変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、PCB管理標準実施要領Ⅱ.2.(1)に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。

(2) 外観点検は、電気工作物の運転を停止しない状態で、梯子などの用具を用いず到達できる場所から目視等により実施する。

(3) 別表の各項目についての点検・測定試験を実施し、その結果を報告し不良個所についての措置指導、助言を行う。

6-4 次の各号に該当する電気工作物についての点検・測定試験は、発注者が専門業者に委託して実施し、その結果を受注者に報告するものとする。

- (1) 火災警報機、昇降機など、法令により特定の資格を要するもの及び高度の専門技術を要するもの。
- (2) 常時電路に接続されておらず、専ら移動して使用するための電気機器及びこれに付属する電線
- (3) 停電のために特殊な操作手順若しくは特定の時間帯によることが必要となるコンピューター等を使用する回路

6-5 受注者は、第1項に定める事項のほか、次に掲げる電気保安に関する業務を必要の都度行う。

- (1) 法令に定める官庁検査の立ち会い
- (2) その他受注者がこの契約を履行するため必要な事項

7 緊急時の協力体制

受注者は、電器事故など緊急時に於ける連絡・応動体制などについて明確にし、電器管理技術者又は保安業務担当者など応急措置の対応が1時間以内にできること。

なお、非常災害時には緊急応動体制を講じるものとし、緊急時における対応に関する規定を整備し備えていること。

また、その体制を確実に履行できるものとして、電話受付業務及び故障出動業務等の営業時間外の従業員就業に係る就業規則及び当直・当番制度に関する諸規定を整備し、労働基準監督署等に届け出るなど、適切な業務履行が担保されていること。

8 その他

この仕様に定めのない事項については、別途協議し契約書において定める。

巡視・点検・測定試験基準

電 気 工 作 物		巡視・点検・測定試験	月次点検 隔月1回	年次点検
受電設備 配電設備	引込線・ケーブル 電線及び支持線	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	遮断機・開閉器類	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		遮断器との連動動作試験		○
		絶縁油試験		○
		内部点検		○
	母線・断路器・計器用変成器・ 避雷器・電力用コンデンサ	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	変 圧 器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		漏洩電流測定	○	○
		絶縁油試験		○
		内部点検		○
	配電盤・制御回路	外観点検	○	○
		電圧・電流測定	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		保護断電器の動作特性試験		○
		計器校正・シーケンス試験		○
	充電装置・蓄電池	外観点検	○	○
充電装置機能点検			○	
電池の比重・液温・電圧測定			○	
接 地 装 置	外観点検	○	○	
	接地抵抗測定		○	
電気使用場所 の設備	電動機・照明装置等	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		接地抵抗測定		○
		絶縁状態監視	絶縁監視装置による	